

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成27年3月13日（平成27年（行情）諮問第115号）及び同年9月8日（同第527号）

答申日：平成28年10月4日（平成28年度（行情）答申第374号及び同第377号）

事件名：「平成26年度米国派遣訓練に関する海上幕僚長指示」等の一部開示決定に関する件
平成26年度米国派遣訓練に関して行政文書ファイル等につづられた文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成26年度年度米国派遣訓練（RIMPAC2014）に関して「行政文書ファイル等」（平成23年防衛省訓令第15号「防衛省行政文書管理規則」）に綴られた文書（主に訓練計画）の全て。＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」（以下「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し、別紙1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定については、本件対象文書のうち別紙3に掲げる部分を開示すべきであり、陸上自衛隊の同訓練への参加に関する文書を対象として、改めて開示決定等をすべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年1月19日付け防官文第614号及び同年3月25日付け防官文第5087号（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、各異議申立書及び各意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 異議申立書1（平成27年（行情）諮問第115号）

ア 原処分1で一部不開示とされた部分につき、当該部分に記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

イ 本件対象文書の本来の電磁的記録についても特定を求める。

ウ 開示実施文書（本件対象文書のうち、文書2）によると、自衛艦隊司令官は実施計画と実施報告を提出することを定められているので、当該文書が存在するものと思われる。しかしながら原処分1では特定されていないので、改めて特定を行うべきである。

(2) 異議申立書2並びに意見書1及び同2（平成27年（行情）諮問第527号）

ア 本件対象文書につき、原処分2で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求める。実際、諮問庁は過去にWordファイルを特定して開示したことがある。

この点については、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）において直接確認することを求める。

イ 本件対象文書の電磁的記録がWord等で作成されたものであれば、その履歴情報ないし変更履歴が残されている場合があり、これについても組織共有文書に該当するので、その特定を求める。実際、諮問庁は、過去の開示決定において、Word等で作成された、履歴情報を含む電磁的記録を開示したことがある。

この点については、審査会において直接確認することを求める。

ウ 交付された複写について、本件対象文書の全ての内容が複写されたものであるかの確認を求める。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）として開示されなかった情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を求める。

諮問庁は、審査会から「諮問庁の説明は事実を隠ぺいしようとしたものと外部から疑われても仕方のない不適切又は不十分なものであったと言わざるを得ず、極めて遺憾である」（平成22年度（行情）答申第75号）と批判されたことがあるように、不都合な事実を隠ぺいする危険がある。この点については、審査会において直接確認することを求める。

オ 原処分2で一部不開示とされた部分につき、当該部分に記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書1（平成27年（行情）諮問第115号）

(1) 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定した。

本件開示請求に対し、法11条を適用して平成27年2月6日まで開示決定等の期限を延長した上で、まず平成26年10月22日付け防官

文第15594号により、文書1について開示決定処分を行い、残余の行政文書について、その一部が法5条3号に該当することから、平成27年1月19日付け防官文第614号により当該部分を不開示とする一部開示決定（原処分1）を行った。

本件異議申立ては、原処分1に対してされたものである。

(2) 法5条該当性について

原処分1において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別紙2のとおりである。

(3) 異議申立人の主張について

ア 異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、原処分1の一部の不開示部分についてその取消しを主張するが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が別紙2のとおり同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

イ 異議申立人は、「国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件訴訟における準備書面）」として、本件対象文書の本来の電磁的記録についても特定を求めるが、本件対象文書は紙媒体しか保有しておらず、本件異議申立てを受け、確実を期すために行った再度の確認においても、電磁的記録の存在を確認することはできなかった。

ウ 異議申立人は、「自衛艦隊司令官は実施計画と実施報告を提出することを定められているので、当該文書が存在するものと思われる。」として、ほかにも文書が存在する旨主張するが、平成26年度米国派遣訓練（RIMPAC2014）に関して「行政文書ファイル等」に綴られた文書（主に訓練計画）は本件対象文書のみである。

エ 以上のことから、異議申立人の主張はいずれも理由がなく、原処分1を維持することが適当である。

2 理由説明書2（平成27年（行情）諮問第527号）

(1) 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定した。

本件対象文書については、法9条1項の規定に基づき、平成27年3月25日付け防官文第5087号により一部開示決定（原処分2）を行った。

本件異議申立ては、原処分2に対してされたものである。

(2) 法5条該当性について

原処分2において、不開示とした部分及び法5条の該当性については、

別紙 2 のとおりである。

(3) 異議申立人の主張について

ア 異議申立人は、「本件開示決定通知書で特定された P D F ファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求める」として、処分庁が原処分 2 における行政文書開示決定通知書において P D F ファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、電磁的記録の記録形式まで特定し、明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分 2 においては「P D F ファイル形式」と電磁的記録の記録形式まで特定していない。

なお、原処分 2 において特定した本件対象文書の電磁的記録形式は、P D F ファイル形式であるが、本件対象文書については、P D F ファイル形式以外の電磁的記録は保有していない。

イ 異議申立人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定を求めるが、法その他の関係法令において、履歴情報を特定しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、履歴情報を特定することはしていない。

ウ 異議申立人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、複写の交付が本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるが、本件異議申立てがされた時点においては、異議申立人から開示の実施の申し出がなされていないことから、開示の実施は行われておらず、したがって複写の交付も行われていない。

エ 異議申立人は、「「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、本件対象文書の履歴情報についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、法その他の関係法令において、履歴情報等についてまで特定し、開示・不開示を判断しなければならないような趣旨の規定はない。

オ 異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、原処分 2 のうち一部の不開示部分についてその取消しを求めるが、本件対象文書の法 5 条該当性を十分に検討した結果、その一部が別紙 2 のとおり同条 3 号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

カ 以上のことから、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分 2 を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、平成27年（行情）諮問第115号及び同第527号を併合し、調査審議を行った。

- ①平成27年3月13日 諮問の受理（平成27年（行情）諮問第115号）
- ②同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③同月25日 審議（同上）
- ④同年9月8日 諮問の受理（平成27年（行情）諮問第527号）
- ⑤同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ⑥同月30日 審議（同上）
- ⑦同年10月15日 異議申立人から意見書1及び意見書2を収受（同上）
- ⑧平成28年6月30日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑨同年9月7日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑩同月30日 平成27年（行情）諮問第115号及び同第527号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定した上で、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は、本件対象文書以外の文書及び本件対象文書の電磁的記録の特定並びに不開示部分の取消し等を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが適当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書以外の文書について

ア 異議申立人は、自衛艦隊司令官が、平成26年度米国派遣訓練（以下「本件訓練」という。）に係る実施計画及び実施報告を提出することとされているため、当該文書についても開示決定等を行うべきであるとする。

本件対象文書のうち、文書2を見分すると、同文書の4ページ目には、異議申立人が主張するように、自衛艦隊司令官が、実施計画及び実施報告を海上幕僚長宛てに提出するものとする旨記載されていることが認められるので、以下、この点について検討する。

(ア) 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、

文書3ないし文書5において本件訓練に派遣される部隊に係る実施計画がそれぞれ記載されており、これをもって、上記実施計画に充てた旨説明する。

(イ) 文書3ないし文書5を見分すると、各文書には、確かに派遣部隊に係る実施計画が記載されており、また、各文書の配布先には、海上幕僚長及び自衛艦隊司令官が含まれていることから、上記(ア)の諮問庁の説明も特段不自然、不合理なものであるとまではいえない。

(ウ) また、異議申立人が主張する実施報告については、異議申立人が、本件請求文書の開示請求に当たり、あえて「(主に訓練計画)」との文言を付していることを踏まえると、本件開示請求は、本件訓練の終了後に提出する実施報告の開示をも求めているものとは解されず、異議申立人の主張は採用できない。

(エ) したがって、防衛省において本件対象文書を特定したことは、本件対象文書の外に実施計画及び実施報告を特定すべきであったとはいえない点において、妥当である。

イ しかし、本件対象文書のうち、文書1を見分すると、本件訓練には、陸上自衛隊及び海上自衛隊の部隊を派遣する旨が記載されていることが認められる。

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件訓練には実際に陸上自衛隊も参加しており、本件対象文書の外に陸上自衛隊の参加に関する文書があるとのことであった。

このため、処分庁は、陸上自衛隊の本件訓練への参加に関する文書を特定の上、改めて開示決定等をすべきである。

(2) 本件対象文書の電磁的記録の特定について

ア 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

(ア) 本件対象文書は、RIMPACの庶務担当部局である海上幕僚監部防衛部が、原処分1に係る開示請求の時点では紙媒体で保有し、原処分2に係る開示請求の時点では、当該紙媒体に加えて、その後の事務処理の過程で当該紙媒体をスキャナにより読み取ったPDFファイル形式の電磁的記録で保有している行政文書である。

(イ) 本件対象文書のうち、文書1は、運用企画局運用支援課(当時)が作成し、海上幕僚監部に紙で送付した文書であり、その原稿である電磁的記録については保存の必要がないため廃棄しており、PDFファイル形式以外の電磁的記録は保有していない。

また、文書2は、海上幕僚監部防衛部において原稿を電磁的記録として作成したものであるが、取扱上注意を要する文書であるため、

上記原稿は、情報流出の防止等、情報保全の観点重視し、当該文書完成後に廃棄しており、PDFファイル形式以外の電磁的記録は保有していない。

さらに、文書3ないし文書5については、RIMPACに参加する海上自衛隊の部隊が、それぞれ作成の上、電磁的記録により配布したものであり、配布先においては、受領した電磁的記録を紙媒体に印刷し、受付印を押印した後、当該電磁的記録を廃棄している。そして、文書3ないし文書5の原稿である電磁的記録についても、当該文書が取扱上注意を要する文書であることから、情報流出の防止等、情報保全の観点重視し、文書完成後にそれぞれの作成元において廃棄している。よって、文書3ないし文書5のPDFファイル形式以外の電磁的記録は保有していない。

(ウ) 本件異議申立てを受け、确实を期すため、再度海上幕僚監部及びそれぞれの文書作成元の書庫、倉庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、PDFファイル形式以外の電磁的記録の存在は確認できなかった。

イ 当審査会において本件対象文書を見分したところ、文書1には公印が押印されていることが認められ、また文書3ないし文書5には海上幕僚監部が当該文書を受領した旨の受領印がそれぞれスタンプで押しあてられていることが認められることから、文書1及び文書3ないし文書5について、紙媒体及びそれをスキャナにより読み取ったPDFファイル形式の電磁的記録しか保有していないとする上記ア(ア)及び(イ)の諮問庁の説明が、特段不自然、不合理であるとはいえない。

また、文書2については、全頁にわたり「注意」の表示がされ、不開示部分には、非公表の訓練に係る情報等が記載されており、我が国の安全保障に関わる機微な内容が記載されていると認められ、情報保全の観点重視し、文書2の原稿であるPDFファイル形式以外の電磁的記録を廃棄したとする上記ア(イ)の諮問庁の説明が、特段不自然、不合理であるとはいえない。

さらに、上記ア(ウ)の探索についても、その範囲、方法等が不十分であるとはいえない。

ウ したがって、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書(PDFファイル形式以外の電磁的記録)を保有しているとは認められない。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 文書2について

文書2の不開示部分には、非公表の訓練に係る情報が記載されている。当該部分は、これを公にすると、同訓練に関わる他国との信頼関係が

損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 文書3について

文書3の不開示部分には、派遣部隊の運用、訓練及び通信等並びに非公表の訓練に関する情報が記載されている。

当該部分のうち、別紙3に掲げる部分を除く部分は、これを公にすると、派遣部隊の運用能力、運用要領、練度、通信態勢及び通信能力等が推察され、我が国の安全を阻害しようとする相手方をして、これを踏まえた対抗措置や行動を採ることを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあると同時に、訓練に関わる他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

しかしながら、別紙3に掲げる部分は、他の開示部分から推測ができる記載であるなど、これを公にしても、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすなど、我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められないので、法5条3号に該当せず、開示すべきである。

(3) 文書4について

文書4の不開示部分には、派遣部隊の組織・編成・現員、訓練の詳細等に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすると、派遣部隊の態勢、運用能力及び運用要領が推察され、我が国の安全を阻害しようとする相手方をして、これを踏まえた対抗措置や行動を採ることを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあると同時に、訓練に関わる他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(4) 文書5について

文書5の不開示部分には、訓練の詳細、派遣部隊の組織・編成・現員、行動及び通信等に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすると、訓練に関わる他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると同時に、派遣部隊の態勢、運用要領、通信態勢及び通信能力等が推察され、我が国の安全を阻害しようとする相手方をして、これを踏まえた対抗措置や行動を採ることを容易ならしめる

など、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした各決定については、別紙3に掲げる部分を除く部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙3に掲げる部分は同号に該当せず、開示すべきであり、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書として陸上自衛隊の本件訓練への参加に関する文書を保有していると認められるので、それを対象として、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子

別紙 1 (本件対象文書)

文書 1 平成 26 年度米国派遣訓練の実施に関する自衛隊一般命令 (自般命第 45 号。26. 5. 29)

文書 2 平成 26 年度米国派遣訓練に関する海上幕僚長指示 (海上幕僚長指示第 6 号。26. 5. 29)

文書 3 平成 26 年度米国派遣訓練に関する第 3 護衛隊群一般命令 (3 護群般命第 24 号。26. 5. 31)

文書 4 平成 26 年度米国派遣訓練への参加に関する掃海隊群一般命令 (掃群般命第 61 号。26. 5. 30)

文書 5 平成 26 年度米国派遣訓練への参加に関する航空集団一般命令 (空団般命第 191 号。26. 6. 17)

※原処分 1 は、文書 2 ないし文書 5 を対象として行われたものである。

別紙 2 (原処分において不開示とした部分及び理由)

文書	不開示とした部分	不開示とした理由
文書 2	3 ページの「4 訓練 実施の基準」の一部	派遣部隊が実施した非公表の訓練に係る情報であり、これを公にすることにより、相手国との信頼関係が損なわれるおそれがあるとともに、部隊の練度が明らかになり、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
文書 3	別冊 2 ページの「5 主要訓練項目」の一部	艦艇の運用及び教育訓練に係る情報であり、これを公にすることにより、艦艇の運用能力、運用要領及び練度が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
	別冊 3 ページの「(3) 全般作業予定」の一部	派遣部隊が実施した非公表の訓練に係る情報であり、これを公にすることにより、相手国との信頼関係が損なわれるおそれがあるとともに、部隊の練度が明らかになり、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
	別冊 3 ページ及び 4 ページの「(5) 部隊区分」の全て	艦艇の運用要領に係る情報であり、これを公にすることにより、艦艇の運用要領が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
	別冊 4 ページ及び 5 ページの「13 情報・ 保全」の全て	情報・保全に係る情報であり、これを公にすることにより、情報収集及び情報保全要領が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
	別冊 5 ページの「14 通信・電子」の全て	通信・電子に係る情報であり、これを公にすることにより、通信要領等が推察され、防衛省・

	自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
別冊5ページ及び6ページの「15 指揮」の全て	指揮に係る情報であり、これを公にすることにより、指揮統制要領が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
別冊6ページの「16 目標管理」の全て	目標管理に係る情報であり、これを公にすることにより、目標管理要領が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
別冊6ページの「18 報告」の全て	艦艇の航海中の報告に係る情報であり、これを公にすることにより、艦艇の運用能力及び運用要領が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
別冊7ページの「陸上施設を利用する訓練等」の一部	派遣部隊が実施した非公表の訓練に係る情報であり、これを公にすることにより、相手国との信頼関係が損なわれるおそれがあるとともに、部隊の練度が明らかになり、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
別冊8ページの「別紙第2」の一部	派遣部隊が実施した非公表の訓練に係る情報及び艦艇の訓練行動に係る情報であり、これを公にすることにより、相手国との信頼関係が損なわれるおそれがあるとともに、部隊の練度が明らかになり、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
別冊9ページの「R I M P A C 2 0 1 4 全 般 行 動 予 定」の一部	派遣部隊が実施した非公表の訓練に係る情報及び艦艇の訓練行動に係る情報であり、これを公にすることにより、相手国との信頼関係が損なわれるおそれがあるとともに、部隊の練度が明らかになり、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
別冊10ページないし	艦艇の運用及び教育訓練に係る情報であり、こ

13ページの「訓練作業予定」の全て	これを公にすることにより、艦艇の運用能力、運用要領及び練度が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
別冊14ページの「航海計画」の全て	艦艇の航海計画に係る情報であり、これを公にすることにより、艦艇の運用能力及び運用要領等が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
別冊15ページの「航空機の運用」の全て	航空機の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、艦艇の航空機運用要領が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
別冊16ページ及び17ページの「臨時勤務者等一覧」の全て	派遣部隊の組織・編成・現員等に係る情報であり、これを公にすることにより、部隊の態勢が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
別冊18ページの「洋上補給計画」の全て	艦艇の洋上補給計画に係る情報であり、これを公にすることにより、艦艇の運用能力及び運用要領等が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
別冊19ページの「HA/DR図上演習事前説明実施要領」の全て	HA/DR図上演習の事前説明実施要領に係る情報であり、これを公にすることにより、事前説明実施要領の態様から部隊運用能力及び運用要領等が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
別冊20ページの「分	各分科研究会の実施要領に係る情報であり、こ

	科研究会実施要領」の 全て	れを公にすることにより，分科研究会の実施要領の態様から部隊の運用能力及び運用要領等が推察され，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。
	別冊21ページの「総合研究会実施要領」の 全て	総合研究会の実施要領に係る情報であり，これを公にすることにより，研究会の実施要領の態様から部隊の運用能力及び運用要領等が推察され，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。
文書 4	3ページの「4 派遣要員等」の一部	派遣部隊の組織・編成・現員等に係る情報であり，これを公にすることにより，部隊の態勢が推察され，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。
	3ページ及び4ページの「5 訓練作業予定等」の一部	派遣部隊が実施した訓練の非公表の詳細情報であり，これを公にすることにより，相手国との信頼関係が損なわれるおそれがあるとともに，部隊の運用能力が推察され，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。
	5ページの「訓練海面等」の全て	米国において実施した掃海訓練の訓練海面に係る画像情報であり，これを公にすることにより，相手国との信頼関係が損なわれるおそれがあるとともに，部隊の運用能力が推察され，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。
	6ページの「掃海訓練における参加者の配置等」の一部	派遣部隊が実施した訓練の非公表の詳細情報かつ派遣部隊の組織・編成・現員等に係る情報であり，これを公にすることにより，相手国との

		信頼関係が損なわれるおそれがあるとともに、部隊の運用能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	7ページの「付紙第3」の一部	派遣部隊が実施した掃海訓練の非公表の詳細情報であり、これを公にすることにより、機雷掃海能力及び運用要領が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	9ページの「後方」の一部	派遣部隊が実施した掃海訓練の非公表の詳細情報であり、これを公にすることにより、相手国との信頼関係が損なわれるおそれがあるとともに、部隊の運用能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
文書 5	別冊2ページの「(2) 主要訓練等」の一部	派遣部隊が実施した訓練の非公表の詳細情報であり、これを公にすることにより、相手国との信頼関係が損なわれるおそれがあるとともに、部隊の運用能力及び運用要領が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	別冊4ページないし7ページの「参加者等」の一部	派遣部隊の組織・編成・現員等に係る情報であり、これを公にすることにより、部隊の態勢が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	別冊8ページの「参加航空機」の一部	参加航空機の形態に関する情報であり、これを公にすることにより、航空機毎の能力が明らかになり、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当す

	るため不開示とした。
別冊 9 ページないし 11 ページの「行動の基準」の全て	派遣部隊の行動に係る情報であり、これを公にすることにより、部隊の運用能力及び運用要領が明らかになり、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
別冊 12 ページの「表敬・研修」の全て	派遣部隊の監理事項に係る情報であり、これを公にすることにより、相手国との信頼関係が損なわれるおそれがあるとともに、部隊の運用能力及び運用要領が明らかになり、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
別冊 14 ページ及び 15 ページの「飛行計画（基地間の移動）」の一部	派遣部隊の航空機の運航に係る情報であり、これを公にすることにより、部隊の運用能力及び運用要領が明らかになり、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
別冊 16 ページの「報告要領（その 1）」の全て	海上自衛隊の行動や故障発生時の報告要領に係る具体的な情報であり、当該報告要領は米軍が使用する報告要領に準じたものが使用されていることから、これを公にすることにより、米国との安全保障上の関係を損なうおそれがあるとともに、航空機の運用要領が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
別冊 17 ページの「行動報告要領（その 2）」の全て	魚雷投下（ミサイル発射）訓練に係る情報であり、これを公にすることにより、行動報告要領等が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
別冊 18 ページの「定	参加航空部隊の定期的な報告要領に係る情報で

時連絡様式」の全て	あり、これを公にすることにより、行動報告要領等が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
別冊19ページの「故障発生時の報告要領」の全て	海上自衛隊の故障発生時の報告要領に関する具体的な情報であり、これを公にすることにより、航空機の運用要領が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
別冊20ページの「1補給」の一部	航空機の補給に係る情報であり、これを公にすることにより、部隊の作戦能力等が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
別冊20ページの「2整備」の全て	派遣航空部隊の整備能力に係る情報であり、これを公にすることにより、部隊の運用能力及び運用要領が明らかになり、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
別冊20ページの「3弾薬及び補用品の輸送」の全て	派遣航空部隊の弾薬及び補用品の輸送に係る情報であり、これを公にすることにより、部隊の運用能力及び運用要領が明らかになり、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
別冊21ページの第4項の項目名及び内容の全て	米国に係る情報であり、これを公にすることにより、日米間における航空機の運用要領が明らかとなり、米国との信頼関係が損なわれるおそれがあるとともに、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3

	号に該当するため不開示とした。
別冊 2 2 ページの「本国からの物品緊急輸送要領」の全て	派遣部隊の物品輸送に係る情報であり、これを公にすることにより、海上自衛隊の部隊運用要領が明らかになり、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
別冊 2 3 ページの「本国からの支援員派出要領」の全て	故障復旧時における支援員派出に係る情報であり、これを公にすることにより、航空機の運用要領が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
別冊 2 4 ページの「通信計画」の全て	海上自衛隊の通信計画に係る情報であり、これを公にすることにより、通信装備の能力、指揮系統及び部隊運用が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
別冊 2 5 ページの「通信系（その 1）」の全て	派遣航空部隊の進出帰投時における通信体系に係る情報であり、これを公にすることにより、通信装備の能力、指揮系統及び部隊運用が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
別冊 2 6 ページの「通信系（その 2）」の全て	派遣航空部隊の派遣先滞在中における通信体系に係る情報であり、これを公にすることにより、通信装備の能力、指揮系統及び部隊運用が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
別冊 2 7 ページの「周波数・呼出符号（部隊移動時）」の全て	航空機の通信要領に係る情報であり、これを公にすることにより、航空機の運用要領が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するお

		それがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。
--	--	-------------------------------

別紙 3（開示すべき部分）

文書	具体的箇所
文書 3	別冊 2 ページの「5 主要訓練項目」の表の「項目」欄の 3 段目ないし 6 段目及び「訓練内容」欄の 3 段目の全て 別冊 8 ページの「別紙第 2」の標題及び「1 目的」の全て